

<p>証券会社に関する内閣府令（平成十年<sup>総理府</sup>大蔵省<sup>令</sup>第三十二号）</p> <p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（同意書の記載事項）</p> <p>第三十一条 法第四十七条の二第一項に規定する書面は、包括再担保契約に基づく担保、包括再担保契約以外の担保又は貸付の別に、別表第三に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する包括再担保契約とは、証券会社が、証券会社の分別保管に関する内閣府令第四条第六項に規定する信用取引保証金代用有価証券を証券金融会社又は同項に規定する母店証券会社に担保として提供する（同項各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り）ことにつき、あらかじめ顧客から包括的に同意を得るための契約であつて、次に掲げる要件を含むものをいう。</p> <p>一 当該担保に供される有価証券は、当該契約締結時に顧客が指定した範囲のものに限られること。</p> <p>二 当該契約を締結した証券会社が当該契約に基づき有価証券を担保として提供しようとする場合には、当該顧客に対し当該同意を得ていることを確認し、当該担保に供する有価証券の種類、銘柄及び株数又は券面の総額を記載した明細書を、遅滞なく、顧客に供すること。</p> <p>三 顧客は、いつでも当該契約の解約を行うことができること。</p> <p>別表第三（第三十一条関係）</p>	<p>（同意書の記載事項）</p> <p>第三十一条 法第四十七条の二第一項に規定する書面は、別表第三に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>別表第三（第三十一条関係）</p>

書類の種類	記載事項
包括再担保契約に基づく担保同意書	単独担保又は混同担保に係る包括再担保契約である旨、当該包括再担保契約の内容、同意者の住所又は所在地、同意者の氏名又は名称及び同意年月日
包括再担保契約以外の担保同意書	単独担保又は混同担保の区別、預託を受け又は占有するに至った原因、同意者の住所又は所在地、同意者の氏名又は名称、同意年月日、有価証券の種類、銘柄及び株数又は券面の総額
貸付同意書	預託を受け又は占有するに至った原因、同意者の住所又は所在地、同意者の氏名又は名称、同意年月日、有価証券の種類、銘柄及び株数又は券面の総額

  

書類の種類	記載事項
担保（貸付）同意書	単独担保若しくは混同担保又は貸付の区分、預託を受け又は占有するに至った原因、同意者の住所又は所在地、同意者の氏名又は名称、同意年月日、有価証券の種類、